

資 料

洞 爺 湖 町 議 会 平 成 3 0 年 1 月 会 議
議 案 説 明 資 料

洞爺湖町営住宅条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(同居の承認) 第 1 2 条 略 2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしてはならない。ただし、当該入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により、当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。 (1) <u>公営住宅法施行規則第 1 1 条</u>の規定に該当するとき。 (2)及び(3) 略 (入居の承継) 第 1 3 条 略 2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしてはならない。ただし、当該入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により、当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。 (1) <u>公営住宅法施行規則第 1 2 条</u>の規定に該当するとき。 (2)及び(3) 略	(同居の承認) 第 1 2 条 略 2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしてはならない。ただし、当該入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により、当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。 (1) <u>公営住宅法施行規則第 1 0 条</u>の規定に該当するとき。 (2)及び(3) 略 (入居の承継) 第 1 3 条 略 2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしてはならない。ただし、当該入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により、当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。 (1) <u>公営住宅法施行規則第 1 1 条</u>の規定に該当するとき。 (2)及び(3) 略

(家賃の決定) 第 1 4 条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第 3 項の規定により認定された収入（同条第 4 項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第 2 9 条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第 3 項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第 2 条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合 <u>（次条第 1 項ただし書に規定する場合を除く。）</u>において、第 3 6 条第 1 項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。 2 及び 3 略 (収入の申告等) 第 1 5 条 入居者は、毎年度、町長に対し、収入を申告しなければならない。<u>ただし、入居者が公営住宅法施行規則第 8 条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第 3 6 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると町長が認めるときは、この限りでない。</u> 2 前項に規定する収入の申告は<u>公営住宅法施行規則第 7 条</u>に規定する方法によるものとする。 3 町長は、第 1 項の規定による収入の申告に基づき <u>（同項ただし</u>	(家賃の決定) 第 1 4 条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第 3 項の規定により認定された収入（同条第 4 項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第 2 9 条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第 3 項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第 2 条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第 3 6 条第 1 項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。 2 及び 3 略 (収入の申告等) 第 1 5 条 入居者は、毎年度、町長に対し、収入を申告しなければならない。 2 前項に規定する収入の申告は<u>公営住宅法施行規則第 8 条</u>に規定する方法によるものとする。 3 町長は、第 1 項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を
--	--

<u>書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により</u>）、収入の額を認定し、当該入居者にその旨を通知するものとする。 4 略 （収入超過者に対する家賃） 第31条 略 2 町長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項（<u>第15条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項</u>）に規定する方法によらなければならない。 3 略 （公営住宅建替事業に係る家賃の特例） 第39条 町長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。	認定し、当該入居者にその旨を通知するものとする。 4 略 （収入超過者に対する家賃） 第31条 略 2 町長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。 3 略 （公営住宅建替事業に係る家賃の特例） 第39条 町長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。
---	--

(公営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例) 第４０条 町長は、法第４４条第３項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第１４条第１項、第３１条第１項又は第３３条第１項の規定にかかわらず、<u>令第１２条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 (家賃) 第５３条 略 ２ 前項の入居者の収入については第１５条の規定を準用する。この場合において、<u>同条第１項ただし書中「第３６条第１項」とあるのは、「第５４条において準用する第３６条第１項」と読み替えるものとする。</u> ３ 略	(公営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例) 第４０条 町長は、法第４４条第３項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第１４条第１項、第３１条第１項又は第３３条第１項の規定にかかわらず、<u>令第１１条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 (家賃) 第５３条 略 ２ 前項の入居者の収入については第１５条の規定を準用する。この場合において、<u>同条第３項中「第１項」とあるのは「第５３条第１項」と読み替えるものとする。</u> ３ 略
--	---